

平成30年6月5日

東京都議会の信頼回復に関する決議案に賛同が得られなかつたことについて  
(幹事長談話)

東京都議会自由民主党  
幹事長 秋田一郎

本年3月、東京都議会が東京地方検察庁に提出していた、元東京都副知事濱渕武生氏と元政策報道室理事赤星經昭氏に対する偽証告発が不起訴処分とされ、「嫌疑不十分」であると告知されました。

地方自治法100条に基づく偽証告発は、偽証罪による刑事処分を前提としていることから、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠であり、都議会議員が与えられた権限を濫用し、関係する方々の基本的人権を損なうことのないよう慎重に対応すべきであるのは当然です。

しかし、今回、都議会が嫌疑不十分なまま杜撰な告発を行ったことが司法の場で明らかになりました。都政史上に最大の汚点となる大失態を犯しました。とりわけ、委員会調査に協力した両証人に、云われのない疑いをかけ、名誉を著しく傷つけた都議会の責任は重大です。

さらに、本告発に対し、正論を主張した我が党の河野ゆうき委員に対しても、不条理な問責決議が強行可決されました。この問責決議も、偽証告発と同様に、都議会が犯したもう一つの大きな過ちであり、取り消されなければなりません。

都議会が犯した過ちに真摯に向き合い、都民の皆様の信頼を回復するためにも、浜渕、赤星の両証人に深く謝罪を表明するとともに、問責決議を取消す必要があります。

我が党は、このような杜撰な告発、理不尽な問責決議が二度と繰り返されることのないよう、公平かつ適正な議会運営を心掛け、地方議会としての権威と信頼回復に全力で取り組んでいくことを都議会で決議するよう、各会派に提案しました（別紙、決議案参照）。

しかしながら、この告発を強行した各会派は一様に口を閉ざし、嫌疑不十分による不起訴処分という結果から目を逸らし、責任を取ろうとせず、我が党の提案に賛同しなかつた事は、大変、遺憾であります。

我が党は、当時、偽証告発に断固反対し、問責決議に理由がないことを議場で明らかにしました。改めて、都議会の一員として、両証人に対し謝罪し、理由なき問責決議を取り消すべきことを訴えます。

都議会自民党は、今後も、都民から信頼される都議会になるべく、このような偽証告発や問責決議を阻止できなかつたことを率直に反省し、自らを戒め、健全な議会運営の再生に邁進してまいります。